

入札参加要領		
入札参加資格		<p>①公告日から落札決定までの期間に、世田谷区の契約に係る入札参加停止処分を受けていない者であること。</p> <p>②世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。</p>
参加申込	様式	様式「入札参加表明書」
	申込方法	申込先にメールにて入札参加の意思表示をしてください。
	申込期日	令和5年9月19日（火）午後5時00分まで
入札	様式	様式「入札書」、「入札内訳書」 ※入札内訳書の書式は任意
	入札日時	令和5年9月22日（金）午後1時30分
	入札方法	<p>①封筒に入れ封印を押してください。</p> <p>②入札価格は総額を消費税（消費税及び地方消費税）込みで記載してください。</p> <p>③入札金額内訳が分かる入札内訳書（任意書式）を入札書に添付してください。</p>
	入札 投函場所	<p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 本部ビル</p> <p>〒154-0017 東京都世田谷区世田谷 1-23-2 3階A会議室</p>
	その他	<p>①1回目の入札で、予定価格以下の入札価格がない時は、最低価格の入札書を投函した応募者と交渉させていただきます。その結果不調になった場合、再入札とします。</p> <p>②予定価格と同額または下回る最低価格の入札書が複数の場合は、くじ引きを行います。</p>
質疑応答	質問方法	「お問い合わせ先」にお問い合わせください。
	質問期日	令和5年9月19日（火）午後5時00分まで
申込先・お問い合わせ先	<p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 経営企画課経営企画係 根岸</p> <p>電話：03-5450-8595（平日9:00～17:00）E-mail：h_negishi@setagayaj.or.jp</p>	

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
理事長 様

入札参加表明書

入札参加要領に記載の入札参加資格を満たしているため、下記入札に参加します。

入札件名	
入札日時	
会社名	印
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

入札書

1. 件名 植木剪定業務委託

2. 金額 (消費税込み)

億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札参加要領に記載の参加資格を満たしているため、
上記の金額をもって請負いたします。

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 理事長 様

(入札者) 所在地

(住所)

社名

代表者

氏名

植木剪定業務委託契約一般仕様書

(目的)

第1条 請負人（以下「乙」という。）は、業務着手にあたっては、設計書類等（本一般仕様書、特記仕様書等）に基づき、委託者である社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団（以下「甲」という。）が指定する本事業団職員（以下「係員」という。）の指示のもとに適切に行わなければならない。

(業務内容)

第2条 本業務の詳細については、設計書類等に定めるとおりとする。

(業務の範囲)

第3条 乙は、本業務の着手に先立ち、係員と十分協議するとともに、設計書類等に明示されていない事項であっても、本業務上当然必要となる事項については、乙の負担においてこれを行わなければならない。また、その際は、係員の指示を受けること。ただし、業務に必要な水道光熱関係は、甲が負担し、乙に使用の便宜を与える。

(契約の期間)

第4条 本業務委託契約は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までとする。

(事前提出書類)

第5条 乙は、業務着手前に下記書類を甲に提出し、承諾を得ること。

- (1) 作業計画書
- (2) 業務責任者届（緊急時の連絡体制を含む）

なお、上記書類は契約締結後速やかに提出すること。

(事前協議)

第6条 業務遂行にあたって乙は、事前に甲と日程及び作業内容等の打ち合せをし、安全や騒音に十分な配慮を行い、施設の運営に支障がないようにすること。

2 乙は、作業遂行に伴い、施設利用者及び周辺住民に連絡の必要がある作業を行う場合は、必ず係員と事前協議すること。

3 作業にあたっては、乙は腕章又はネームプレートを着用すること。

(作業報告及び提出書類)

第7条 乙は、各業務が完了したときは、各業務それぞれに業務完了報告書及び業務写真（写真撮影日が入ったもの）を甲に提出しなければならない。

(安全・衛生の確保)

第8条 乙は、事故防止を図るため、安全・衛生対策に十分な注意を払うこと。

2 乙は、業務遂行にあたり、安全管理上の支障が生じた場合には、直ちに必要な処置を講じ、かつ速やかに係員に連絡し、その指示に従わなければならない。

3 乙が業務中に被った損害について、甲は責任を負わない。

(関係法令の遵守)

第9条 乙は、業務遂行にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働安全規則、農薬取扱法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し、作業の安全及び衛生に努めなければならない。

(支払)

第10条 契約金の支払いは、業務の検査合格後、請求に基づき乙が指定する銀行口座に振込みによって支払う。その際、振込にかかる手数料は乙の負担とする。

(現状の回復)

第11条 乙の請負業務の故意または過失により甲が被った損害については、乙の負担で現状回復する。

(疑義等)

第12条 設計書類等に疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

2 設計書類等に明示されていない事項について必要がある場合には、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(剪定枝葉の処理方法)

第13条 発生した剪定枝葉は、発生後すみやかに搬出し、許可を受けた適正な処理施設にて処理すること。処理施設は、原則として再生資源化施設とし、再生資源化施設へ自ら運搬するか、又は再生資源化施設への運搬を行う許可業者の積替施設へ運搬すること。ただし、再生資源化施設の受入れ停止等やむを得ない理由がある場合や、剪定枝葉に木材腐朽菌等が発生した場合には、清掃工場等で焼却処分を行うこと。

植木剪定業務委託契約特記仕様書

1 業務委託概要

本敷地内樹木等は、当該社会福祉施設的美観等の維持を目的とするものである。本委託業務は、施設敷地内の樹木管理の一環として実施するものであり、各樹木の育成条件を整え、その形態の育成、維持、保全を図るようにしなければならない。また、樹木の育成が近接地に影響を及ぼさないように図らなければならない。

2 委託内容

実施場所は別紙1～4のとおり。

(1) 剪定業務

10月～11月頃に実施。剪定内容は別紙「剪定詳細」のとおり。

(2) 除草業務

10月～11月頃に実施。除草は建物に付着しているものも除草すること。剪定業務と同様に事前に実施日を連絡すること。また、作業場所付近に車が駐車してある場合は、係員に連絡し、車の移動後に行うこと。住居地区で、事前に周辺住民に連絡の必要のある作業を行う場合は、掲示物、ビラあるいは口頭で事前に連絡を行うこととし、その詳細については係員と事前に協議すること。

(3) 病虫害防除業務

10月～11月頃を実施予定とし、係員と十分な協議の上実施することとする。履行場所及び面積は別表1及び別表3のとおり。

①農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用する。

②容器等に記載された適用病虫害、希釈倍数等定められた使用方法を必ず遵守する。

③防護用具の着用を徹底する。

④散布にあたっては、必要に応じて周辺住民等の関係者への連絡や立札の設置を行うなど、安全確保に十分務めるものとする。

(4) 剪定及び除草ゴミ供出処分業務

ゴミ発生の都度、場外適法処分すること。

発生した剪定枝葉の処理方法は「植木剪定業務委託契約一般仕様書」第13条に基づき処理すること。

※上記の時期に関しては概ねの時期であり、実際の実施時期に関しては、係員と協議のうえ決定し、これを行うこと。

3 その他

別紙「請負契約に関する特記事項」を遵守すること。

請負契約に関する特記事項

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を甲、受託者を乙とし、以下事項を定める。

(秘密保持義務)

1. 乙は、この契約の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

2. 乙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。

ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある時は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。

また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

3. 乙は、個人情報を甲の指示する目的外に使用してはならない。

また、第三者に提供してはならない。

(返還)

4. 乙は、契約を終了したとき、また甲が個人情報の提供を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

5. 乙は、個人情報の全部、または一部を甲の許可なく複製し、または複製してはならない。

甲の許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないよう処分しなければならない。

(授受及び保管)

6. 乙は、個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立ち入り検査及び調査)

7. 甲は、個人情報の管理状況について、随時立ち入り検査または調査をし、乙に対して必要な報告を求め、または請負業務の処理に関して指示を与えることが出来る。

(事故の報告)

8. 乙は、事故が生じた時は、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

9. 甲、乙は次の各号の事項を確約する。

① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

③ 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

10. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。この場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項④の確約に反する行為をした場合

(契約解除)

11. 甲又は乙は不測の事態等により契約履行が困難となった場合には、3 か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

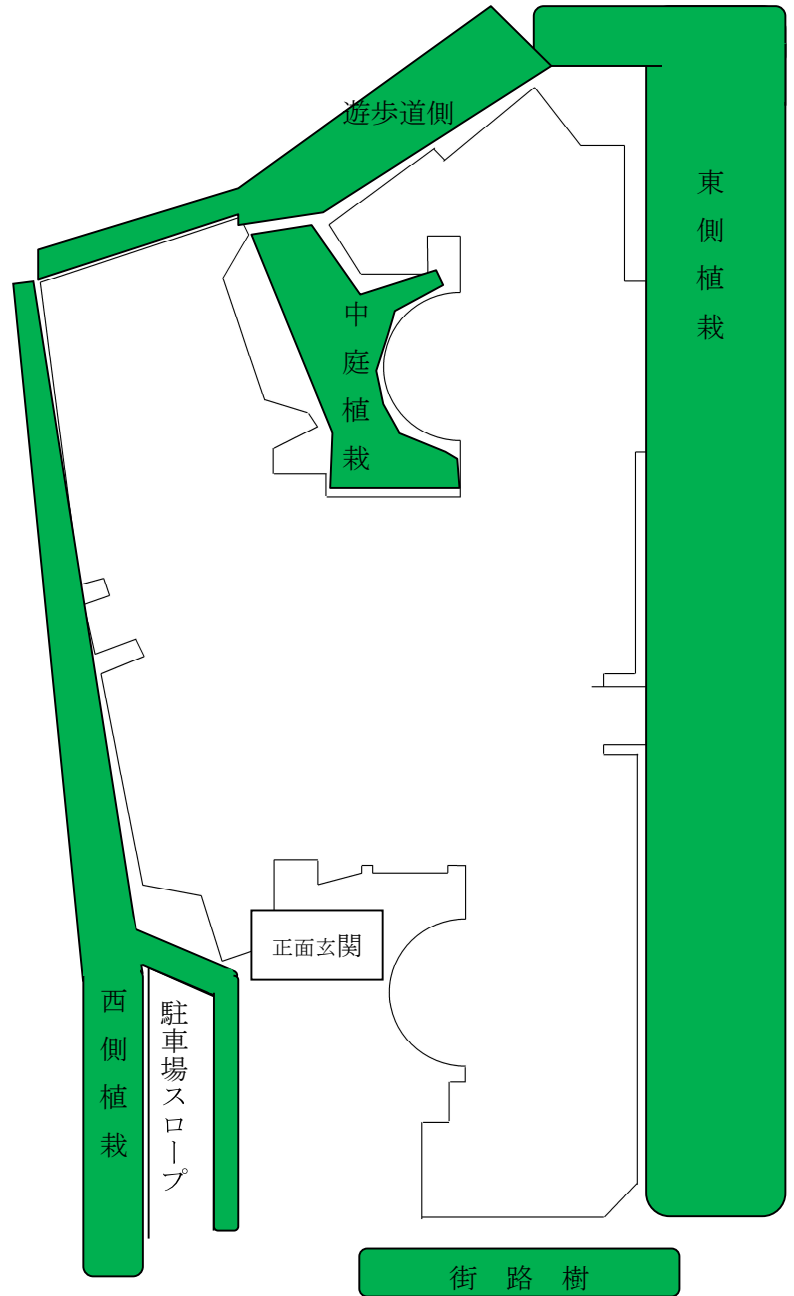
この場合、甲は乙に対し、履行完了分までの費用を支払うものとし、解除により生じる損害について一切の賠償を負わない。

剪定詳細

【特別養護老人ホーム 芦花ホーム】 場所：世田谷区粕谷 2-23-1

内訳	寸法	数量	摘要
東側植栽			
低木刈込	H1. 0m内外	90 m ²	ユキヤナギ・アベリマ・ススキ他
地被類刈込	H0. 3 cm～	130 m ²	雑草除草含む
遊歩道側			
落葉樹基本剪定	C30 cm未満	4 本	コブシ・サンシュ他
落葉樹基本剪定	C30～59 cm	4 本	コブシ・ヤマボウシ他
普通剪定	H2. 0m内外	10 本	カイトウ・サリノカ他
低木刈込	H1. 0m内外	2 m ²	ユキヤナギ他
地被類刈込	H0. 3 cm～	11 m ²	雑草除草含む
中庭植栽			
落葉樹基本剪定	C30 cm未満	2 本	エゴ・モミジ他
落葉樹基本剪定	C90～119 cm	2 本	サクラ
低木刈込	H0. 5m 内外	16 m ²	ヤマブキ・キンシハイ・サツキ・ムラサキシキブ他
地被類刈込	H0. 3 cm～	20 m ²	雑草除草含む
西側植栽			
落葉樹基本剪定	C59～60 cm	2 本	サクラ
落葉樹基本剪定	C60～89 cm	4 本	サクラ
生垣刈り込	H2. 5m～3. 0m	40m	ベニカナメチ他
低木刈り込	H1. 0～1. 2m	31 m ²	トウダナンツジ
低木刈込	H0. 9cm 内外	17 m ²	ユキヤナギ
地被類刈込	H0. 3 cm～	22 m ²	雑草除草含む
街路樹			
落葉樹基本剪定	C40 cm	5 本	ハナズキ
害虫駆除			
薬剤散布	上記区域	1 式	231 m ²
剪定及び除草ゴミ搬出処分業務			

芦花ホーム樹木剪定図面

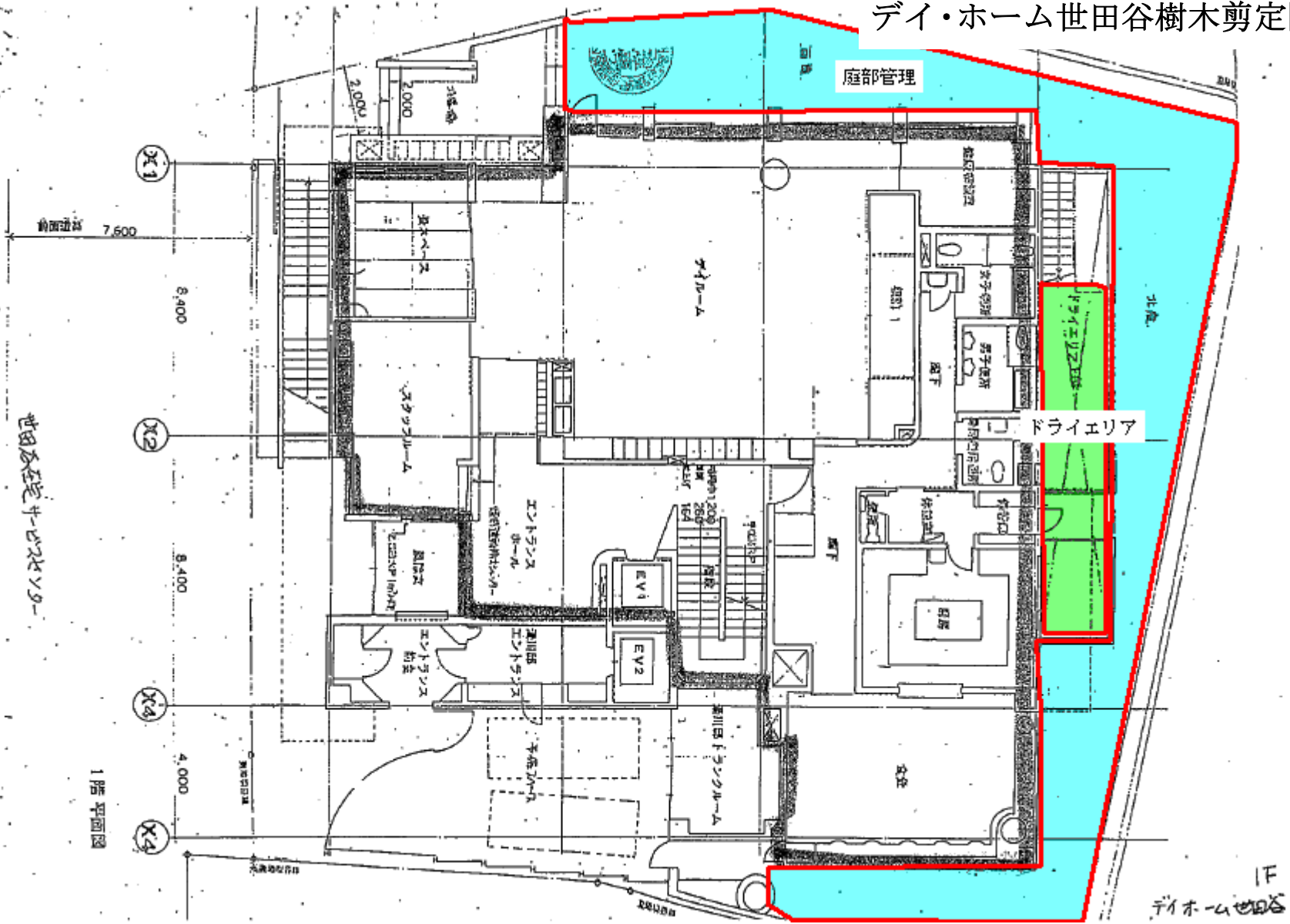


剪定詳細

【デイ・ホーム世田谷】 場所：世田谷区世田谷 4-15-3

内訳	寸法	数量	摘要
庭部管理			
落葉樹基本剪定	C30 cm未満	6 本	
落葉樹基本剪定	C30～59 cm	2 本	
常緑樹基本剪定	C30～59 cm	2 本	
普通剪定	H1.0m	1 本	
生垣刈込	H2.0m	26 m ²	
低木刈込	H1.0m	10 m ²	
除草業務		324 m ²	
ドライエリア(地下1階)			
低木刈込	H1.0m	7 本	
普通剪定	H2.0m	1 本	
除草清掃	全域	40 m ²	地被類刈込み
病虫害防除業務	全域	364 m ²	薬剤散布等
剪定及び除草ゴミ搬出処分業務		1 式	

デイ・ホーム世田谷樹木剪定図面



剪定詳細

【デイ・ホーム太子堂】 場所：世田谷区太子堂 5-24-20

内訳	寸法	数量	摘要
庭部管理			
落葉樹基本剪定	C30～59 cm	1 本	
常緑樹基本剪定	C30～59 cm	6 本	
普通剪定	H2.0m	26 本	
普通剪定	H3.0m	5 本	
低木刈込	H0.5m	12 m ²	
除草業務		90 m ²	
病虫害防除業務	全域	90 m ²	薬剤散布等
剪定及び除草ゴミ搬出処分業務		1 式	

デイ・ホーム太子堂樹木剪定図面

